

2021年度 事業計画書

基本理念

ずっと住みたい町で共に支え合い
安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり



社会福祉法人
住田町社会福祉協議会

目 次

| 項 目 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| I. 基本方針 | 1 |
| II. 重点項目 | 2 |
| 1. 法人運営の基盤整備 | |
| (1) . 組織体制の強化 | 2 |
| (2) . 研修事業の強化 | 3 |
| (3) . 連絡調整事業 | 3 |
| (4) . 普及・宣伝事業 | 3 |
| ◎ 職員研修計画一覧 | 4 |
| 2. 地域福祉事業の推進 | |
| (1) . 地域支え合い事業 | 5 |
| (2) . 生活福祉資金事業 | 10 |
| (3) . たすけあい金庫貸付事業 | 11 |
| (4) . 共同募金配分事業 | 11 |
| (5) . ひきこもり相談支援事業 | 11 |
| (6) . 福祉有償運送事業「おたっしゅ移送サービス」 | 11 |
| (7) . 無料法律相談所の開設(協力) | 12 |
| (8) . 福祉関係団体の支援 | 12 |
| (9) . 福祉だよりの発行, SNS等での情報発信 | 12 |
| (10) . 室内ゲーム用具レンタル事業 | 12 |
| (11) . リハビリテーション支援事業 | 12 |
| (12) . 住田町社会福祉大会 | 12 |
| 3. 在宅活動の推進 | |
| (1) . 居宅介護支援事業所(ケアマネ) | 13 |
| (2) . 訪問介護事業所 | 14 |
| (3) . 訪問入浴介護事業所 | 15 |
| (4) . 通所介護事業所(アンルス) | 16 |
| (5) . 通所介護事業所(とだて) | 17 |
| (6) . 認知症対応型共同生活介護(グループホームかっこう) | 18 |
| (7) . 指定障害者福祉サービス事業 | 19 |
| (8) . 高齢者生活福祉センター事業 | 19 |

I 基本方針

第2期「住田町地域福祉活動計画」の初年度としてスタートを切った令和2年度でしたが、その先行きは新型コロナウイルス感染症という新たな脅威に翻弄された1年となりました。迎えて令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症対策を取りつつの事業展開が求められることは必然です。今年度は、新年のあいさつで会長が宣言した「変化の年」と捉えて、事業運営の見直しを図りながら、地域福祉の増進に寄与してまいります。

地域福祉においては、相談支援の専門職に、より専門性を磨いてもらい、活躍の場を広げていけるよう人材配置や事業展開、人材育成に力を注いでいきます。昨年町内5地区（世田米、大股、下有住、上有住、五葉）に配置したCSW*が成果を上げていますが、今年度は4地区（上有住、五葉地区に1名）に社会福祉士、介護支援専門員など相談業務専門職4名を配置し、地区公民館、民生委員などと連携して地域課題に対して取り組んでまいります。

介護保険事業においては、今年度まさに「変化の年」になります。「デイサービスセンターとだて」「アンルス通所介護事業所」の事業を機能別にして、サービス内容を全面的に見直ししてまいります。「とだて」には、リハビリ専門職を配置し、リハビリテーションと介護予防事業を一体的に実施していきたいと考えています。「アンルス」では看護・介護の強化を図り、今までの事業を継続しながらも中重度者への対応の充実を図ってまいります。

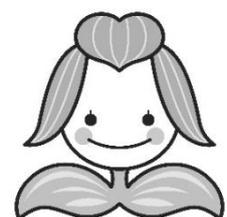
法人運営についても、安定した経営が長く続けられるように、具体的な取り組みを実施していく必要があると考えております。そのための準備として、今年度は「中期経営計画策定」への第1歩の年と捉えております。学識経験者を交えて、住田社協の事業運営を多角的に分析し、安定且つ健全な運営を目指して、役職員一同で計画策定に向けて準備を進めていく所存です。

コロナ禍の中で強く感じたことのひとつに、災害時や深刻な感染症が蔓延している中においても、在宅支援事業を継続していくことの必要性和重要性があります。地域福祉を支える一翼を担っているという自負があるからこそ、BCP*の早期策定へ向けた取り組みは令和3年度の第1課題です。中期経営計画策定に先駆けて、早々に計画を立案し、地域の皆様により安心して暮らしていただけるよう、今年度も活動を充実させていきたいと考えております。

最後に今年度は理事・評議員の改選期に当たります。評議員数、選出母体の見直しを図るとともに新たな体制で、地域福祉の充実と住田町社会福祉協議会の発展のために、役職員一同で取り組んでまいります。

* CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行います。

* BCP（事業継続計画）予期せぬ自然災害や感染症の蔓延などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。



II 重点項目

- 1 法人運営の基盤整備
- 2 地域福祉事業の推進
- 3 在宅福祉活動の推進

1 法人運営の基盤整備

法人の健全運営や、事業経営の強化を図るため現状に合わせた就業規則等の見直しや、働き方改革に沿った事業運営を行っていきます。提供する福祉サービスや組織の力を向上させるため、職員の専門的な知識や資質の向上を図り、関係機関との連携に努めます。地域福祉事業・介護サービス事業を効果的かつ適正におこなうため、定期的な情報交換と職員会議により、情報共有と課題の共有と解決に向けた取り組みを行ってまいります。

(1) 組織体制の強化 ～会務の運営～

| | | |
|---------------------|---|--|
| (1) 理事会等の開催 | 事業を強化し地域福祉の推進を図るため、理事会を中心として法人運営を適正に行います。 | ①理事会の開催（年5回） ②評議員会の開催（年3回） ③三役会の開催（毎月・必要時） |
| (2) 監査の実施 | 事業の健全運営や透明化を図るため、監事による監査を実施します。 | ①四半期に一度、年4回 |
| (3) 苦情解決への取り組み | 本会が提供する福祉サービスに係わる住民や利用者等からの苦情の解決を図るため、苦情解決委員会を実施します。 | ①苦情解決第三者委員会の開催（定期開催年1回、苦情があった場合は随時） |
| (4) 理事の委員会活動への参加 | 役員の社協運営への関りを強化し、知識やアイデアを社協運営へ役立ててもらうため、委員会活動を実施します。 | ①企画委員会 ②広報委員会等 |
| (5) 管理者による運営会議と情報交換 | 各事業所管理者による運営状況の報告と、業務改善等必要事項の検討を行い、積極的に社協運営へ関わってもらうための情報交換等を行います。 | ①管理者会議の実施（毎月） ②管理者実務研修の実施 |
| (6) 中期経営計画策定委員会の立上げ | 長期的に安定した経営状態が保たれるよう、経営分析と業務分析を実施し、社協運営の根本的な見直しを図るための準備を進める | ①役職員研修会の開催 ②委員の選任と委員会の立上げ |

(2) 研修事業の強化
～職員の資質向上～

| | | |
|--------------------|---|------------------------------------|
| (1) 役職員研修 | 役職員の専門的知識や資質の向上を図り、組織の力を高めます。 | ①役員研修 ②職員研修（全体研修） ③事業所別研修 |
| (2) 資格取得の推奨及び支援 | 業務上必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得についての支援等を行います。 | <特に奨励する資格> 介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等 |
| (3) 専門図書・研修DVD等の購入 | 地域福祉、介護事業に関する情報収集や専門知識の向上を図るため、福祉関係専門図書等を購入します。 | 社協情報誌、社会福祉関連図書、介護保険関連図書等 |

(3) 連絡調整事業
～ネットワークづくり～

| | | |
|--------------------|-------------------------------------|---------------------------|
| (1) 関係機関との交流及び情報交換 | 関係機関の主催する各種会議等へ出席し、関係強化を図ります。 | 小さな拠点づくり会議 地区民協会議等への参加 |
| (2) 助成等の情報提供 | 各種団体への情報提供を行い、申請あった場合は適切に対応します。 | 赤い羽根共同募金 他 |
| (3) 後援活動 | 関係団体が主催する社会福祉目的の各種事業・イベント等の後援を行います。 | 手をつなぐ親の会等 |

(4) 普及・宣伝事業
～情報の発信～

| | | |
|-----------------|--|------------------------------------|
| (1) 「ふくしだより」の発行 | 社会福祉協議会の紹介、地域福祉に関する普及宣伝のために社協広報紙「ふくしだより」を発行します。 | ①ふくしだより 4回発行 ②福祉資金チラシ1回発行（全戸配布） |
| (2) ホームページの運営 | ホームページにより、社協の情報を開示するとともに、福祉情報を提供します。 | ①ホームページの更新随時 |
| (3) SNSでの情報発信 | ボランティア活動など、広い世代に社協活動に興味を持ってもらい、活動参加を促すための啓蒙活動の一手段として情報発信します。 | ①Facebookの活用等 |

○職員研修計画一覧

職員の資質向上を図るための職員研修会を実施します。

| 月 | 研修会名 | 備考 |
|-----|-----------------------------|-----------------|
| 5月 | 職員研修(事業所別理念構築) | 講師：職員 |
| 6月 | 役員視察研修 | 視察先(青森県藤崎町社協予定) |
| 7月 | 視察研修(リハビリ強化型デイサービス視察) | 陸前高田市：リボーン予定 |
| 10月 | 防災研修(災害ボランティアセンター設置・運営研修) | 県社協・広域社協連携にて実施 |
| 12月 | 交通安全研修会 | 講師：世田米駐在所 |
| 2月 | 職員研修会(検診事後指導等) | 講師：産業医 |
| その他 | 事業所ごと研修会、外部研修への積極的参加、階層別研修会 | |

【その他必要に応じて実施を予定している研修】

| 研修内容 | 備考 |
|----------------------|----------------|
| 新任主任・管理者研修 | 講師：事務局長・介護保険課長 |
| BCPについて | 講師：介護課長補佐 |
| 人事考課について | 講師：佐々木社労士 |
| 基準緩和型サービスに向けての介護予防研修 | 講師：リハビリ専門職 |

【職員研修会等経費概要】

単位：円

| 予算科目 | 予算額 | 説明 |
|-------------|---------|--------------------------------|
| 事業費支出 | 260,000 | |
| 諸謝費支出 | 150,000 | 講師謝礼 50,000 円×3 回 |
| 旅費交通費(事業)支出 | 60,000 | 講師交通費 |
| その他の費用支出 | 20,000 | 講師宿泊代 |
| 雑支出 | 30,000 | 予備費 |
| 事務費支出 | 310,000 | |
| 研修研究費 | 260,000 | 20,000×13名(宿泊交通費、役職員11名、事務員2名) |
| 印刷製本費支出 | 50,000 | テキスト・資料印刷 |
| 合計 | 570,000 | |

2 地域福祉事業の推進

第2期地域福祉活動計画の基本理念である「**ずっと住みたい町で 共に支え合い 安心していきいきと暮らせる 福祉のまちづくり**」を目指し、事業を推進します。

(1) 地域ささえあい事業

① 権利擁護事業

- ・日常生活自立支援事業の実施

高齢者や障害のある人が、地域で安心して生活が送れるように、日常的な金銭管理や各種手続きを代行します。

- ・成年後見推進事業

令和2年7月に成年後見相談窓口を開設。今年度も相談受付と申立て支援等を行います。また、住田町から委託を受け、修了者のフォローアップ講座を開催するほか、2市1町の行政や社協と連携しながら中核機関設置に協力するとともに、令和4年度の法人後見導入を目指し研修、準備をすすめてまいります。

② 在宅介護者支援事業

- ・在宅介護者リフレッシュ事業

介護が長期化している家族や認知症介護に悩む家族を支援するため、包括支援センター・鳴瀬会・社協など福祉関係機関が協力し、介護家族の心身のリフレッシュを図るための事業を開催します。

令和3年度…日帰りツアーの代わりになるものを開催

- ・認知症介護者の集い

認知症高齢者の介護をしている家族に対する、介護知識の普及と介護者同士の交流の機会をつくります。(包括と共催)

③ 障がい者支援事業

- ・障がい者の社会復帰事業や交流事業に共催し、障がい者の社会参加を支援します。

令和3年度…「あゆっこの会」(精神・身体・知的障がい者の社会復帰事業)の

開催支援、年20回(大洋会主催、保健福祉課と社協共催)

「障がい者交流会」年1回(保健福祉課と共催)

- ・町内の障がい者施設やサークルへの支援と協力を行います。

- ・障がい者就労準備支援事業

障がい者で就労を希望する方、または就労が見込まれる方を対象に軽作業に取り組む機会をつくり就労準備を支援します。(ドリームキャッチャー作りなど)

農業の人手不足と、障がいやひきこもり者の活躍の場として、農福連携も今後検討。

④ 子育て支援事業

- ・ 子供子育て支援制度の実施状況や要保護児童の状況、その他の地域のニーズを把握し、町保健福祉課や教育委員会と連携しながら、子育てしやすい環境の整備に努めます。
- ・ 新入学児童（世田米小学校・有住小学校1年生）への名入れ鉛筆の贈呈
- ・ 【新規】 新生児のお宅に主任児童委員と共にお祝い金を届け、若い世代が民生児童委員や社協に相談しやすい体制を構築します。

⑤ ふれあいサロン事業

- ・ 高齢者の生きがいと孤独感の解消を目的として、地域で高齢者が気軽に集まれる場をつくるとともに、集まりに出てこられない虚弱高齢者等を地域で支える体制づくりをします。

令和3年度…民生委員の開催するサロン事業への助成金交付
開催できない地区への講師派遣、映画上映(DVD購入)

⑥ 福祉のまちづくり事業

・ 防災福祉マップ作成事業【最重点事業】

第2期地域福祉活動計画の最重点事業の一つであり、認知症・寝たきり・独居高齢者・障がい者等の要援護者の見守りマップを作成することにより、地域での日頃の見守り体制を構築するとともに、災害時の安否確認の方法を住民が理解し、防災に役立てることができるよう支援します。

令和3年度…積極的に事業をPRし、自治公民館長、民生委員を中心に実施
特に曙、愛宕地区の作成を強化

・ ボランティア養成事業

子供から大人まで各世代を対象とした養成講座及びボランティア団体の勉強会を開催することにより、だれもがボランティア活動について理解し、積極的に地域福祉活動に参加できるしくみをつくります。また、ボランティア活動連絡会の活動を支援します。

令和3年度…ボランティア養成講座（今年度は「ちょボラについて」）
小中高校生の福祉講座…講座メニュー提示、福祉の理解を深める
ボランティア活動連絡会の活動支援

・ すみたおたすけ隊の活動

中高生の夏冬の長期休業に合わせて、窓拭きや雪かきのボランティア部隊を結成し活動しています。高齢世帯の方から大変喜ばれ、中高生の達成感もあることから、令和3年度は有住中学校にも声を掛け、中学校、高校、ボランティア団体や民生児童委員協議会などと連携しながら、おたすけ隊を継続します。

また、積雪にあわせて随時雪かき隊が結成できるしくみを検討します。

令和3年度…すみたおたすけ隊の活動（夏・冬）

・緊急連絡カード設置事業

町内に住む一人暮らしの方や高齢者世帯の方を対象に設置し、高齢者の不安解消と緊急時の迅速な対応に役立てます。27年度以降は日中一人になる高齢者で要介護状態の方や同居家族との連絡が取りにくい方など、設置を拡大しています。未来かなえネットのみでは情報が不十分なことから、事業を継続します。

・おげんき電話等見守りシステムの整備

おげんき見守りシステムは、利用者が自ら発信することにより、安否確認ができるシステムです。高齢者の状況によって行政が設置する緊急通報装置と対象者を分けています。場合によっては高齢者だけではなく、持病があり交流人口の少ない方にも対象を広げてまいります。

日頃の発信や毎月の訪問から利用者の生活状況を把握し、異常の早期発見・早期対応に努めます。

・振り込め詐欺見張り隊設置事業

振り込め詐欺を防止するため、高齢世帯等に設置を進めていきます。詐欺電話を警戒し通常の電話にも出られない方、電話には出ないよう家族に指導されている方もあり、福祉だよりや民協定例会、SNSなどで周知いたします。

・福祉用具レンタル事業

車イスやスロープなど、一時的な外出等で利用を希望する場合に貸し出しをします。おたっしゅ移送サービスのように登録制とし、定期的な整備点検を行い、安全に利用していただけるよう努めます。

令和3年度…事業の周知と物品の整備点検

・よりあいカフェ事業

町内に誰もが気兼ねなく寄り合えるカフェを設置することにより、認知症、障がい者、ひきこもり者、高齢者等の居場所づくりをすると共に、利用者間やボランティアとの交流をとおして生きがいを見出し、介護予防と社会参加を推進します。

中心型カフェは、「カフェしょうわばし」「カフェあんるす」「カフェなるせ」の3か所を設置し、週1回地域のボランティアさんの協力を得ながら運営しています。それぞれに認知症地域支援推進員を配置し、認知症についての相談を随時受けつつ認知症の早期発見予防に努め、必要時には関係機関に繋がります。

地域型カフェは令和2年6月に「おおまたカフェ」が新設され、現在17か所が運営されています。

中心型カフェの運営…しょうわばし、あんるす、なるせの継続

地域型カフェ…小地域での運営を支援（運営費の補助、情報交換会等）

未設置地域への設置支援

- **生活困窮者自立支援事業**

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、民生児童委員や保健福祉課等と連携し、対象者の把握に努め、生活困窮やひきこもり等が原因で社会生活が難しい人に対し、行政と協力しながら支援していきます。

令和2年度に引き続き今年度も、岩手県より直接委託を受け、相談員を2名配置する体制とし、CSWと連携を図りながら支援にあたります。

- **総合相談事業（CSW設置）【最重点事業】**

困った時すぐ相談できる体制と相談窓口の積極的な周知をするとともに、各地区にCSWを配置するなど、アウトリーチによる相談機能を充実させ支援につなげていきます。

また、行政より生活支援コーディネーターの委託を受けており、CSW活動の中で地域内のニーズと地域資源の状況を把握し、必要な生活支援サービスを地域住民と共に構築します。

- **ささえあい住民講座**

困りごとを自ら発信することが難しい現状から、お互いに助けたり助けられたり出来るつながりが持てるよう、住民講座を通して学ぶ機会を作ります。

令和3年度…高齢者教室などを中心に講座を開催（大股、五葉、世田米地区）

- **ちよこっとボランティア事業（有償ボランティア事業）【新規】**

生活支援サービスの充実に向けて、ニーズ把握の結果を踏まえて、地域の人たちのちょっとした困りごと（灯油入れ・電球交換・買い出し等）に対応できるボランティアのしくみを構築します。

先進地を視察し、住田町に適した方法で令和3年度中に開始予定です。

- **買い物ツアー事業の支援**

平成30年より、スマイルおおまと連携し、住民ニーズが多かった「買い物」の支援として「買い物ツアー事業」を実施してきました。デイサービス車両を活用し、社協の生活支援コーディネーターが運営に関わっていましたが、令和3年度は、地域主体で買い物ツアーが実施できる体制を地域の方と一緒に構築します。

○地域ささえあい事業予算概要

| 予算科目 | 予算額 | 説明 |
|----------------|-----------|---|
| 人件費 | 673,000 | |
| 職員俸給 | 673,000 | 権利擁護事業 673,000 円 |
| 事業費支出 | 780,000 | |
| 消耗器具備品費支出 | 127,000 | ボランティア情報交換会 35,000 円 ふれあいサロン 10,000 円 防災マップづくり 10,000 円 よりあいカフェ 40,000 円 ひきこもり相談支援 12,000 円 室内ゲームレンタル事業 20,000 円 |
| 保険料支出 | 120,000 | ボランティア団体保険 120,000 円 |
| 諸謝費支出 | 230,000 | ボランティア養成講座 30,000 円 ふれあいサロン 20,000 円 在宅介護者支援 10,000 円 権利擁護事業 170,000 円 |
| 材料費(事業)支出 | 80,000 | 在宅介護者支援 35,000 円 ボランティア・おたすけ隊 45,000 円 |
| 旅費交通費(事業)支出 | 163,000 | 在宅介護者支援 2,000 円 障害者支援 25,000 円 ふれあいサロン 8,000 円 ボランティア養成講座 15,000 円 権利擁護事業 113,000 円 |
| その他の費用支出 | 60,000 | すみたの赤ちゃん応援事業 60,000 円 |
| 事務費支出 | 264,000 | |
| 事務費支出 | 257,000 | 権利擁護事業 144,000 円 ちょボラ広報 44,000 円 社協広報 44,000 円 子育て支援(鉛筆) 25,000 円 |
| 雑支出 | 7,000 | 振込手数料他 6,000 円 |
| 助成金支出 | 990,000 | |
| ふれあいサロン事業助成金支出 | 300,000 | ふれあいサロン 300,000 円 |
| その他の助成金支出 | 690,000 | よりあいカフェ 680,000 円 障がい者支援 10,000 円 |
| 合計 | 2,707,000 | |

(2) 生活福祉資金事業

生活福祉資金貸付相談員設置事業（県社協受託事業）

生活福祉資金とは、低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定をめざし、民生委員や市町村社会福祉協議会が窓口となって無利子か低利子で資金の貸付を行うものです。本会では生活福祉資金相談員2名を配置し、生活困窮者等の支援に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮している世帯に対する特例貸付の相談窓口として、生活困窮者自立相談支援事業と連携しながら支援にあたります。

○資金の種類と内容○

1. 総合支援資金（連帯保証人の有無により無利子又は年1.5%）

| 資金種類 | 貸付限度額 | 借入ケース |
|---------|---|--|
| 生活支援費 | (二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※貸付期間 最長1年間 | ・就職するまでの生活資金が足りない ・公共料金を滞納しており、ガス・水道等が止められるおそれがある |
| 住宅入居費 | 40万円以内 | ・就職を目指し技能習得したい 他 |
| 一時生活再建費 | 60万円以内 | |

2. 福祉資金（連帯保証人の有無により無利子又は年1.5%）

| 資金種類 | 貸付限度額 | 借入ケース |
|--------|-------------|-------------------------|
| 福祉費 | 対象経費により目安あり | ・医療費が足りない ・技能資格をとりたい |
| 緊急小口資金 | 10万円以内（無利子） | ・結婚出産葬儀の費用が足りない 他 |

3. 教育支援資金（連帯借受人又は連帯保証人が必要—無利子）

| 資金種類 | 貸付限度額 | 借入ケース |
|-------|---|--|
| 教育支援費 | (高校)月35,000円以内 (高専・短大)月60,000円以内 (大学)月65,000円以内 | ・短大、大学、専門学校等へ行きたい ・授業料家賃代通学定期代が足りない |
| 就学支度費 | 50万円以内 | ・入学金、制服、等の購入費が足りない |

○新型コロナウイルス特例貸付○

| 資金種類 | 貸付限度額 | 借入要件 |
|--------|------------------------------|--|
| 緊急小口資金 | (学校等の休業、個人事業主等の特例の場合) 20万円以内 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 |
| | (その他の場合) 10万円以内 | |
| 総合支援資金 | (単身世帯) 月15万円×3ヶ月以内 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯 |
| | (複数世帯) 月20万円×3ヶ月以内 | |

(3) たすけあい金庫貸付事業

低所得者世帯等に対して応急的な資金の貸し付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長を図るために、たすけあい金庫基金を活用し貸付事業を行います。

(4) 共同募金配分事業

① 共募一般配分金事業

岩手県共同募金会の地域福祉活動事業配分を活用し、本町の福祉団体・ボランティア団体等が行う福祉活動に対する助成並びに本会福祉活動の経費に充当します。

② 歳末たすけあい配分金事業

「みんなで支えあう地域づくり」の精神のもと、本町歳末たすけあい募金運動の寄付金を配分するもので、配分対象世帯は民生委員の調査結果と本人申請を基に行います。令和2年度より施設配分は見直しました。

○ 配分計画概要

| | | |
|---------|------------|--------------------------------------|
| ①一般配分事業 | 1,418,000円 | 福祉団体、福祉協力校（町内小・中・高校） 福祉施設、地域福祉事業他 |
| ②歳末配分事業 | 895,000円 | 町内配分対象の世帯、 地域福祉事業他 |

(5) ひきこもり相談支援事業

町内の実態が不明であることから、相談窓口の周知、アウトリーチによるニーズ把握、情報提供などを行い、ひきこもり者が徐々に社会参加出来るよう居場所づくりやちょこっとボランティアへの登録などの支援をします。

ボランティアにより、支援する側として貴重な人材確保につなげることで、感謝されることで自己肯定感を回復させることを目標とします。ちょこっとボランティアの準備が整うまでは、障がい者就労準備支援事業で対応予定。

令和3年度…心café（こころカフェ） ひきこもり者を対象に月1回
13時半～16時 しょうわばしカフェにて開催
ひきこもり家族の集い、年3回～4回

(6) 福祉有償運送事業「おたっしゅ移送サービス」

介助なしでは移動が困難な要介護者や障がい者等で、公共交通機関が利用できない方を対象（登録制）として、個別に移送サービスを行っています。運転手不足、介助の範囲、保障等の課題を解決しながら、安心安全なサービスにつなげていきます。

(7) 法律相談所の開設（協力）

日本司法支援センターからの指定を受け、法律相談を実施します。

弁護士：遠野ひまわり基金法律事務所

弁護士法人岩手銀河法律事務所大船渡事務所

そらうみ法律事務所 陸前高田事務所

開設日：毎月1回 ①17:00～18:00 ②18:00～19:00

利用料：所得や相談内容で利用料が変わります。無料もしくは30分5,000円

(8) 福祉関係団体の支援

① シルバー人材センターへの協力

仕事を通じて、会員の健康や生きがいの充実を図る機会づくりをサポートします。
草取り、草刈り、剪定、掃除等を実施することで、介護保険外の住民の要望にも対応します。

② 民生児童委員協議会事務局

③ 老人クラブ連合会事務局

3年に1度の大樹祭開催年。コロナ感染予防対策のため、大会内容や参集範囲など4月末の実行委員会で概要決定予定です。

④ 日本赤十字社住田町分区事務局

⑤ 岩手県共同募金会住田町共同募金委員会事務局

⑥ ボランティア活動連絡会事務局

⑦ 身体障害者協会支援

(9) 福祉だよりの発行、SNS等での情報発信

年4回の福祉だよりの発行、ホームページの更新に加え、若年層にも福祉や地域に興味を持ってもらうために、月2回更新を目標にfacebookでも情報を発信します。

(10) 室内ゲーム用具レンタル事業

社協が所有している室内ゲーム用具を無料で貸出し、子ども会や地区の交流会に活用し、体を動かすと共に地域の交流を増やす機会を支援します。

令和3年度・・・事業の周知と用具の購入、用具の管理や点検

(11) リハビリテーション支援事業

行政より委託を受け、リハビリサロンを運営し、対象者の身体機能の向上を図るとともに、事業終了後の機能維持のしくみを作ります。

令和2年度、体組成計(InBody)を購入。健康ちょきん教室や学校、スポーツ少年団などで活用する他、職員の健康づくりにも役立て、介護予防に努めながら社協と地域の関りをさらに深めます。

(12) 住田町社会福祉大会

3年に1度の大樹祭との共同開催の年。各種表彰の他、福祉作文や写真の募集を予定しています。コロナ感染予防対策のため、大会内容や参集範囲など4月末の実行委員会で概要決定予定です。

3 在宅福祉活動の推進

(1) 居宅介護支援事業（ケアマネ）

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、利用できる様々なサービスを調整します。家族や地域、医療機関、関係機関などとも連絡・協力を行います。

【支援方針】

ひとり一人の願いや意欲を大事にし、本人・家族も「その人らしい暮らし」ができるよう、在宅生活を支援します。

【職員体制】

- ・介護支援専門員 6 名（専従 5 名、兼務 1 名）
- ・24 時間連絡体制を整備し、主任介護支援専門員 3 名を配置。緊急事例、困難事例にも対応し質の高いケアマネジメントを行います。

| 推進項目 | 取り組み内容 |
|---------------|--|
| 1.事業目標 | ICT の活用と事業の効率化 |
| | コロナ禍においても滞りなく相談業務が継続できるよう BCP 策定 |
| 2.事業管理と業務の標準化 | 特定事業所としての業務体制確保（加算Ⅱ算定要件） |
| | 業務の効率化（業務マニュアルの見直しと基本情報シートの連動） |
| | 各種計画の策定・見直し（虐待防止、事業継続、感染症） |
| 3.専門性の向上 | 研修会へ計画的参加（法定研修、スキルアップ研修） |
| | 情報交換及びプラン検討会の実施（週 1 回） 事例検討会の実施・定例会議（月 1 回） ・他法人との事例検討会実施、参加 |
| | スーパービジョンの実施、記録 |
| 4.関係機関との連携 | サービス担当者会議（本人、家族、サービス事業者：随時） |
| | 地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月） |
| | 在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月 |
| | 医療関係機関でのカンファレンスへの参加（随時） |
| | 地域連携連絡会議（大船渡病院主催：年 4 回） |
| | 包括支援センターとの連携 |
| | ケア担当者会議（月 3 回） |

(2) 訪問介護事業所

コロナ禍においても在宅支援が途切れることのないよう、感染症予防を徹底し、在宅で生活する高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように支援してまいります。

利用者のニーズに応えられる地域の社会資源として、また訪問介護の仕事のみならず、地域のニーズを把握し、地域に貢献できる人材を育成していきます。

【支援方針】

ご利用者様の心身の特性に応じた自立した生活を営んでいただけるように、生活全般にわたる援助と自立の可能性を最大限引き出す支援をモットーとしています。「ともに歩むあたたかい介護」を笑顔で提供いたします。

【職員体制】

- ・職員数 19名（正規職員 2名、準職員 11名、パート職員 5名、嘱託職員 1名）
- ・職員の7割以上が介護福祉士資格を取得し、質の高いサービスを提供しています。
- ・サービス提供責任者 3名配置

| 推進項目 | 取り組み内容 |
|---------------|------------------------------------|
| 1.事業目標 | サービスの基本を再認識し、職員が同じサービスを提供できるようにする。 |
| 2.事業管理と業務の標準化 | 虐待・感染症委員会の立ち上げとマニュアルの見直し |
| | 定例職員会議の開催 |
| | ヒヤリハット・苦情の原因分析と再発防止対策の取組み |
| 3.業務効率の向上 | 記録等の効率化に係る設備投資（パソコン 1台増） |
| | 介護保険外業務分担を行い、各自が責任をもって仕事ができる体制を作る |
| 4.専門性の向上 | 計画的研修会への参加：認知症介護基礎研修など |
| | 事業所内勉強会・ケース検討会の実施（月1回の実施） |
| | 手順書と訪問計画書の更新 |
| 5.関係機関との連携 | サービス担当者会議（月3回） |
| | 地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月） |
| | 在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月 |
| | 医療関係機関との連携会議（随時） |

(3) 訪問入浴介護事業所

入浴事業所は、アンルス事業所に事務所を移した事で、両事業所間での勤務、連絡体制が改善されています。現在週3日の稼働となっています。

町内で唯一の訪問入浴を提供している事業所として、関係機関との綿密な連携を図り、ニーズに応じたきめの細かいサービスの提供を行っていきます。

【支援方針】

「笑顔で信頼できる入浴車」を目標に、「安心・安全」にサービスを提供いたします。

医療依存度の高い方でも安心して利用いただけるように、安全で衛生的なサービスを提供いたします。

【職員体制】

- ・職員数4名（正規職員4名、準職員1名、嘱託職員1名、パート1名）
いずれもアンルス兼務
- ・介護福祉士5名、看護師2名
- ・サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。

| 推進項目 | 取組内容 |
|----------------|--|
| 1. 事業目標 | 月間75回、年間約900回の訪問を目指す |
| | 安定した事業が行えるよう毎回の車両点検と、年1回の専門業者によるメンテナンスを実施する |
| 2. 事業管理と業務の標準化 | 定例会議を開催し、業務の見直しを行う 1回/月 |
| | ヒヤリハット・苦情を分析し業務改善に活用する 随時 |
| | 昨年指摘を受けたマニュアルについて見直し、整備を行う 車庫を新設し、冬期間の凍結防止を防ぐ |
| 3. 業務効率の向上 | 訪問時間の見直しなどで効率化とサービス改善を図る |
| | リモートワークによる記録の効率化を図る |
| | 業務分担による事務負担の軽減を図る |
| 4. 専門性の向上 | 担当制による計画的研修会の開催（介護技術・感染予防など） |
| | 外部研修への参加（認知症基礎研修の受講） |
| | オペレーター未経験職員への業務指導 |
| 5. 関係機関との連携 | サービス担当者会議への参加（随時） |
| | 地域包括ケア会議・生活支援ケア会議への参加（隔月） |
| | 住田地域診療センター主催の在宅医療会議への参加（毎月） |
| | 実施報告書の提出とケアマネとの連絡調整 |

(4) 通所介護事業所（アールス）

中重度加算を取得できるように職員体制・環境改善を行い、業務内容を見直します。

利用されている方々の状態にあわせて、在宅でも意欲的に日常生活が行えるよう支援します。また、利用者やご家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう柔軟なサービス提供を目指します。

昨年度に続き、改修工事（エアコンの設置）が予定されているので、工事による休業中の利用者対応について事前に準備いたします。

【支援方針】

楽しく社会交流し、心身の機能維持向上ができるようにサービスを提供します。

また、日常生活上の課題や介護の問題を見過ごすことのないよう、家族やケアマネ、関係機関と連携して包括的に課題解決に努めます。

【職員体制】

- ・職員数 15 名（正規職員 8 名、準職員 2 名、嘱託職員 1 名、パート職員 4 名）
- ・介護福祉士 8 名、看護師 4 名、社会福祉主事 5 名、調理師 1 名：重複あり
- ・サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。

| 推進項目 | 取組内容 |
|----------------|------------------------------------|
| 1. 事業目標 | 中重度加算の取得 |
| | デイサービスセンター・グループホーム給食統合化 |
| 2. 事業管理と業務の標準化 | 定例会議の開催（毎月） |
| | ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析 |
| | 提供サービスの評価 |
| 3. 業務効率の向上 | 制度改正に適應した業務等の見直し、マニュアルの見直し |
| | 記録・請求事務等の効率化（タブレット端末による効率化） |
| | 業務分担の見直しや適正化 |
| 4. 専門性の向上 | 研修担当による計画的研修会の実施（年 10 回）と職員受講率 80% |
| | 認知症基礎研修の受講（取得率 90%） |
| 5. 関係機関との連携 | サービス担当者会議（月 3 回） |
| | 地域包括ケア会議への参画（隔月）医療関係機関との連携会議、研修会 |
| | 在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月 |

(5) 通所介護事業所（とだて）

1. 通所介護・基準緩和サービス導入に向けて、ケアマネの協力を得ながら、利用者・利用者家族の意向を確認する
2. 新事業へのスムーズな移行
3. 新しい『とだて』を地域の方に知っていただく

【支援方針】

- ・手の届く、手が届きそうな、背伸びしない目標に向かって小さな一歩が踏み出せるような支援
- ・家族が頑張らない介護ができるように、柔軟な受け入れ
- ・リハビリを強化し健康寿命を伸ばしていけるような支援と介護予防の情報発信

【職員体制】

- ・職員数 10 名（正規職員 5 名、準職員 3 名、パート職員 2 名）
- ・介護福祉士 3 名、看護師 3 名、理学療法士 1 名、作業療法士 2 名（1 名育児休業中）、社会福祉主事 2 名、（重複あり）

| 推進項目 | 取り組み内容 |
|---------------|---|
| 1.事業目標 | 稼働率 80% 個別機能訓練加算（90%）口腔機能向上加算（10%）の取得 |
| 2.事業管理と業務の標準化 | ヒヤリハットの振り返りをし、事故の減少に努める |
| | 利用者受け入れ人数の変更（30 人⇒20 人）に伴う、職員数の変更（8 人体制⇒6 人体制） 業務変更に伴うマニュアルの変更（担当制にし随時見直し） |
| 3.業務効率の向上 | 体制変更に伴う業務の見直し（業務の見える化・簡素化） |
| | 記録等の効率化を図るため、ほのぼのの機能を有効活用できるように研修、タブレットの活用をしていく |
| 4.専門性の向上 | 認知症基礎研修未受講者職員の受講推進 |
| | 事業所内での事例検討会 |
| | 事業所内担当者会議内容を定例職員会議にて再度確認、情報共有し統一したケアができるようにする |
| 5.関係機関との連携 | ケア担当者会議（月 3 回） |
| | 在宅医療会議（月 1 回） |
| | 各機関への報告を書式化し、時間の有効活用（報告と記録の一括化） |
| | 医療関係機関との連携会議（随時） |

(6) 認知対応型共同生活介護（グループホームかっこう）

少人数の家庭的な雰囲気の中で、認知症高齢者であっても、それぞれが自分らしく活躍できる場を提供してまいります。今年度は訪問診療の医師や訪問看護の看護師の支援を受けて、ご家族とともにかっこうで最後まで過ごすための支援（看取り）を行うため、研修や環境整備を行ってまいります。

【支援方針】

日常生活の中でそれぞれが役割を持ち、安心した生活が送れるようお手伝いさせていただきます。お互いが認め合い、慈しみ合いながら身近にある幸せを感じていただけることを願って職員とともに生活を創り上げていきます。

【職員体制】

- ・職員数 10 名（正規職員 3 名、準職員 3 名、パート職員 2 名、夜間勤務 2 名）
- ・有資格 介護支援専門員 1 名、介護福祉士 5 名、社会福祉主事 2 名（重複有）

| 推進項目 | 取り組み内容 |
|---------------|---|
| 1.事業目標 | ① 看取りを希望されているご家族、医療機関等と連携を取りながら、当施設で出来得る対応を行い、終末期に寄り添います。 ② 感染症対策に取り組みながら、出来る限り家族や地域住民、子供たちと交流を図ります。 |
| 2.事業管理と業務の標準化 | 定例会議の開催 ・職員会議の開催（1回/月） |
| | ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析 ・ヒヤリハット等をまとめ、直近の職員会議で内容分析と対策について話し合い、事故予防、サービス向上に努める |
| | 各種マニュアルの更新 ・感染症対策、防災対策、BCP についてマニュアルを更新・作成 |
| 3.業務効率の向上 | 記録の効率化を図る ・ケア記録の見直し ・タブレットの活用（バイタル入力、ケア記録の入力の効率化） |
| 4.専門性の向上 | 研修会への参加予定 ・認知症専門研修受講（岩手県認知症介護実務者研修 1 名） ・喀痰研修受講（1 名） 事業所内研修会（認知症ケア・看取り）、事例検討会の実施 |
| 5.行事、会議等 | 運営推進会議の開催（年間 6 回） |
| | 身体拘束検討委員会（1 回/3 か月） |
| | 外部評価の実施 |
| | 土砂災害想定避難訓練、火災・地震想定避難訓練、夜間想定避難訓練 |
| | 入所判定委員会、医療関係機関との連携会議（随時） |

(7) 指定障がい者福祉サービス事業

<居宅介護（ホームヘルプサービス）>

障害者総合支援法に基づいて、障がいをお持ちの方に対して、能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来る様、訪問介護計画書に沿って、入浴、排泄、食事介助などの身体介護や日常生活に必要な生活援助等のサービスを提供いたします。

【職員体制】 サービス提供責任者1名、介護保険事業の訪問介護員が兼務となります（19名）

| 事業名 | 内 容 | 備 考 |
|-----------|---|--------------|
| 1) 居宅介護事業 | <ul style="list-style-type: none">・ご自宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行う他、通院時に必要な介護を行います。・身体障がい、精神障がい、知的障がいなどにより障がい者手帳を持っている65歳未満の方が対象となります。 | 令和2年度の利用者数8名 |

(8) 高齢者生活福祉センター事業

町からの委託を受け、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦で、冬期間自宅での生活が困難な方々を対象に、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することを目的としております。本来であれば、要介護者は対象外ではありましたが、最近では訪問介護なども活用し、歩行可能で自己決定の出来る要介護者の受け入れも行っています。

また、令和元年、令和2年度には、緊急の受け入れ先として、何らかの事情により自宅での生活が困難な高齢者の受け入れも、住田町の依頼に対応しております。

【職員体制】

支援員2名（アールス兼務）、宿日直職員（5名～6名）、生活援助員（2名）

| 事業名 | 内 容 | 備 考 |
|--------------------|---|----------------------------------|
| 1) 高齢者生活福祉センター居住部門 | 冬期間、高齢等のため居宅において生活することに不安があるひとり暮らし高齢者、高齢夫婦に対し、必要に応じ住居を提供すること。 | 一人部屋 8部屋 夫婦部屋 2部屋 (定員 10名) |